

新庁舎等の公共工事等に係る報告書

令和 2 年 7 月

北本市

はじめに

この報告書は、新庁舎等の公共工事等に係る調査特別委員会調査報告書において述べられた6項目の調査結果の総括のうち、執行部に対して勧告等がなされた「担当職員の責任について」、「損害賠償請求等について」及び「再発防止について」の3項目について、検証を行った結果に基づく市の対応を取りまとめるものである。

1 担当職員の責任について

市は、新庁舎等の公共工事等に係る調査特別委員会の勧告を踏まえ、関係職員の当時の事務執行について調査を実施するとともに、事故審査委員会を開催し、新庁舎等の公共工事等に係る調査特別委員会調査報告書において指摘された事務について検証を進めたところ、その一部について、不適切な事務処理を確認した。

これに伴い、市は、不適切な事務処理に関与した職員の処分の可否、その内容等について職員分限懲戒審査委員会の審査を経た上で、次のとおり、関係職員を処分した。

- (1) 訓告 3人
- (2) 文書注意 9人

2 損害賠償請求等について

市は、新庁舎等の公共工事等に係る調査特別委員会の勧告を踏まえ、関係書類を精査するとともに関係職員の聴取等を実施した。

この結果、(仮称)こどもプラザのトイレの洗面化粧キャビネットの未設置及び議会議員控室の移動間仕切りが2個削減されたことによる金額の未調整については、変更契約の締結に当たり市の内部資料として作成された変更設計内訳書にはその記載が認められるものの、工事請負事業者と締結した変更契約書に添付されている設計図面にはその記載が認められず、かつ、工事期間中において市から工事請負事業者に対してこれらを設置するよう指示がなされた事実がないことを確認した。

これらのことを踏まえると、変更契約書に添付されている設計図面のとおりに新庁舎等が完成しており、契約は適正に履行されていると判断することができることから、工事請負事業者に業務上の瑕疵は生じない。

また、同様に、市に損害が生じていると解することはできないから、新庁舎等の公共工事等に係る調査特別委員会調査報告書において勧告された損害賠償請求を実施することはできない。

次に、完成図の補正については、新庁舎等の公共工事等に係る調査特別委員会の勧告に基づき、工事請負事業者に対して書面による補正を命じたところ、工事請負事業者がこれに応じ、現地調査を実施した上で完成図の補正がなされ、市及び設計者により現地での照合作業を実施した後、製本が提出されたことにより、完了した。

3 再発防止について

随時監査結果報告書において不適切な事務処理が指摘されたこと等を踏まえ、行政経営の観点から市の基本的な方針及び政策等について迅速、かつ、的確な判断をすることにより意思決定過程を透明化するとともに、決定事項を速やかに全庁に共有し、公正・公平な事務執行に資することを目的とし、行政経営会議を設置した。

行政経営会議は、市長、副市長及び教育長並びに各部長及び主要課長で構成され、横断的に集められた市の幹部職員が市の総合振興計画に関する事項を始めとした様々な事項を審議し、恣意的な意思決定を防止するとともに公正・公平な事務執行に努めるべく、その機能を発揮している。

また、コンプライアンス強化と職員の意識改革に資するため、全職員に対し、綱紀の保持を徹底することを改めて通知するとともに、法令を遵守する意識を改革するためのコンプライアンス研修を毎年度実施することとした。

さらに、契約に関連する例規等の適正な運用に資するため、平成25年4月から施行している随意契約適正執行のための指針（随意契約ガイドライン）を始めとした契約に関連する例規等の見直しを実施するとともに、改めてこれらを全職員に周知した。

また、工事検査員、工事監督員等として業務に従事する職員を対象とした技術研修を毎年度実施するとともに、特に工事検査員に対しては、その役割分担及び検査方針を改めて周知することで、今後の公共工事における再発防止に努めている。

おわりに

新庁舎等の公共工事等は、平成21年度から平成26年度までの6年間にわたり、40億円にも及ぶ総事業費を投じて実施された事業であり、多くの職員の努力により、期限内の完成と予算内での事業完了を迎えることができた本市にとって他に類を見ない大規模な事業であった。

この事業について、監査委員による随時監査結果報告書及び新庁舎等の公共工事等に係る調査特別委員会による調査報告書において、その契約方法、完了検査等の一部において不適切な事務の執行が指摘されたことから、市は、関係書類を精査するとともに関係職員の聴取等による検証を進めてきたところである。

監査委員による随時監査結果報告書及び新庁舎等の公共工事等に係る調査特別委員会による調査報告書においては、新庁舎等の公共工事等は、平成27年4月に執行される北本市長選挙までに開庁することが決定されていたにもかかわらず、実施設計が遅延し、頻繁に設計が変更される等、一切の遅延を許されない厳しい条件下での執行を余儀なくされていたことが明らかとなっている。

また、職員は、このような厳しい条件下において頻繁に元市長による職務命令や人事異動が発せられ、並びに元議員及び設計事務所からの度重なる関与等がある中で、それらの対応に苦慮しながらも新庁舎等の公共工事等を完了させるために尽力していたことが明らかとなっている。

市が実施した検証においては、膨大な書類の精査、関係職員の聴取等により同様の事実を確認することができたものの、地方自治法第100条第1項の規定に基づき設置された新庁舎等の公共工事等に係る調査特別委員会による強制力を伴う調査権をもってしても解明することができなかった疑惑、すなわち、監査委員による随時監査結果報告書において指摘された不自然、かつ、不透明な事務処理について、誰が、どのような理由からこれを指示していたのかについては、その意図を解明するには至らなかった。

職員は、厳しい状況に置かれながらも懸命に市民からの要望や市議会における決議を尊重し、より良い庁舎の完成に尽力していたものであるが、監査委員による随時監査結果報告書及び新庁舎等の公共工事等に係る調査特別委員会による調査報告書において指摘された事務の一部について不適切な事務処理がなされていた事実を真摯に受け止め、改めてその責任を自覚するとともに、全体の奉仕者として、今後の公共工事における再発防止に取り組み、市民の信頼回復に努めていく必要がある。